## 法務省令第六十七号

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第百二十一号)第二条第七項、第七条第

三項及び第十四条第二項の規定に基づき、検事の弁護士職務経験に関する省令を次のように定める。

平成十六年十月一日

法務大臣 南野知惠子

検事の弁護士職務経験に関する省令

## (定義)

第一条 この省令において「弁護士職務従事職員」とは、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律 (

以下「法」という。)第二条第六項の規定により法務省(検察庁を除く。)に属する官職に任命されて同 条第四項の規定により弁護士となってその職務を行う者をいう。

2 この省令において「共同事業弁護士」とは、法第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等となろうと

する、又は受入先弁護士法人等である弁護士と所在する場所を同じくする弁護士法(昭和二十四年法律第

二百五号)第二十条第一項の事務所を設け、かつ、当該弁護士と組合契約その他の継続的契約により、 法

律事務を行うことを目的とする事業を共同して行う弁護士をいう。

3 前二項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例によ

ಠ್ಠ

(弁護士職務経験に係る取決め)

第 二 条 法第二条第七項の法務省令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

弁護士職務従事職員の受入先弁護士法人等における服務に関する事項

弁護士職務従事職員の受入先弁護士法人等における福利厚生に関する事項

 $\equiv$ 弁護士職務従事職員の受入先弁護士法人等における業務の従事の状況の連絡に関する事項

四 弁護士職務従事職員に係る弁護士職務従事期間の変更その他の取決めの内容の変更に関する事項

五 弁護士職務経験に係る取決めに疑義が生じた場合及び当該取決めに定めのない事項が生じた場合の取

扱いに関する事項

(受入先弁護士法人等とすることができない弁護士法人又は弁護士)

第三条 受入先弁護士法人等となろうとする弁護士法人若しくはその社員たる弁護士若しくは社員たる弁護 係る場合については、この限りでない。 務の停止、退会命令若しくは除名の処分が当該弁護士法人の社員たる弁護士でなくなった後にした行為に 以内においてその業務に係る刑事事件に関し刑に処せられた場合若しくは弁護士法第五十六条若しくは第 士であった者が当該弁護士法人を受入先弁護士法人等として弁護士職務経験を開始しようとする日前二年 弁護士若しくは社員たる弁護士であった者を被告人とするその業務に係る刑事事件が裁判所に係属してい 弁護士法人等として弁護士職務経験を開始しようとする日において当該弁護士法人若しくはその社員たる 六十条の規定により業務の停止、退会命令若しくは除名の処分を受けた場合又は当該弁護士法人を受入先 当該弁護士法人を受入先弁護士法人等とすることができない。 ただし、 当該刑事事件又は業

2 により業務の停止、 その業務に係る刑事事件に関し刑に処せられた場合若しくは弁護士法第五十六条若しくは第六十条の規定 て弁護士職務経験を開始しようとする日において当該弁護士若しくはその共同事業弁護士若しくは共同事 た者が当該弁護士を受入先弁護士法人等として弁護士職務経験を開始しようとする日前二年以内において 受入先弁護士法人等となろうとする弁護士若しくはその共同事業弁護士若しくは共同事業弁護士であっ 退会命令若しくは除名の処分を受けた場合又は当該弁護士を受入先弁護士法人等とし

業弁護士であった者を被告人とするその業務に係る刑事事件が裁判所に係属している場合には、当該弁護

士を受入先弁護士法人等とすることができない。 ただし、当該刑事事件又は業務の停止、退会命令若しく

は除名の処分が共同事業弁護士でなくなった後にした行為に係る場合については、この限りでない。

(弁護士職務従事期間の満了によらない弁護士職務経験の終了)

第四条 法第七条第三項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

弁護士職務従事職員が当該受入先弁護士法人等との間の法第四条第一項の雇用契約上の地位を失った

場 合

二 弁護士職務従事職員が国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第七十八条第二号又は第三号に

該当することとなった場合

弁護士職務従事職員が国家公務員法第七十九条各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難

火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合

四 弁護士職務従事職員が国家公務員法第八十二条第一項各号(法第六条第五項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。) のいずれかに該当することとなった場合

五 弁護士職務従事職員が弁護士法第五十六条又は第六十条の規定により戒告、業務の停止、 退会命令又

は除名の処分を受けた場合

六 次に掲げる者が、その業務に係る刑事事件に関し起訴された場合又は弁護士法第五十六条若しくは第

六十条の規定により業務の停止、退会命令若しくは除名の処分を受けた場合。 ただし、 当該刑事事件又

は業務の停止、退会命令若しくは除名の処分が受入先弁護士法人等である弁護士法人の社員たる弁護士

でなくなった後にした行為又は受入先弁護士法人等である弁護士の共同事業弁護士でなくなった後にし

た行為に係る場合を除く。

1 受入先弁護士法人等である弁護士法人又はその社員たる弁護士若しくは社員たる弁護士であった者

П 受入先弁護士法人等である弁護士又はその共同事業弁護士若しくは共同事業弁護士であった者

七 弁護士職務従事職員の弁護士職務経験が、法の規定に適合しなくなった場合又は当該弁護士職務従事

職員に係る取決めに反することとなった場合

( 弁護士職務従事職員の保有する官職)

第五条 弁護士職務従事職員は、 弁護士職務経験を開始した時に占めていた官職を保有するものとする。 た

だし、 当該弁護士職務経験を開始した後に異動した場合には、その異動した官職を保有するものとする。

2 前項の規定は、当該官職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

(弁護士職務経験に係る人事異動通知書の交付)

第六条 法務大臣は、次に掲げる場合には、 弁護士職務従事職員に対して、人事院規則八 - 一二 (職員の任

免) 第八十条第一項の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

一 弁護士職務経験を開始した場合

一 弁護士職務従事職員の弁護士職務従事期間を延長した場合

 $\equiv$ 弁護士職務従事期間の満了により弁護士職務経験が終了した場合

四 弁護士職務経験を終了させた場合

附則

この省令は、 法附則第一項本文に基づいて政令で定める日から施行する。 ただし、 第二条及び第三条の規

定は、 法附則第一項第二号に基づいて政令で定める日から施行する。